山口県の給与・定員管理等について

１　総括

（１）人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和7年1月1日）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 1,276,468	千円 702,970,202	千円 12,838,866	千円 170,433,593	% 24.2	% 23.3

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B
6年度	人 17,798	千円 79,175,956	千円 13,310,056	千円 31,679,361	千円 124,165,373

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 6,976	千円 7,115

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数については、令和６年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

（３）ラスパイレス指数の状況

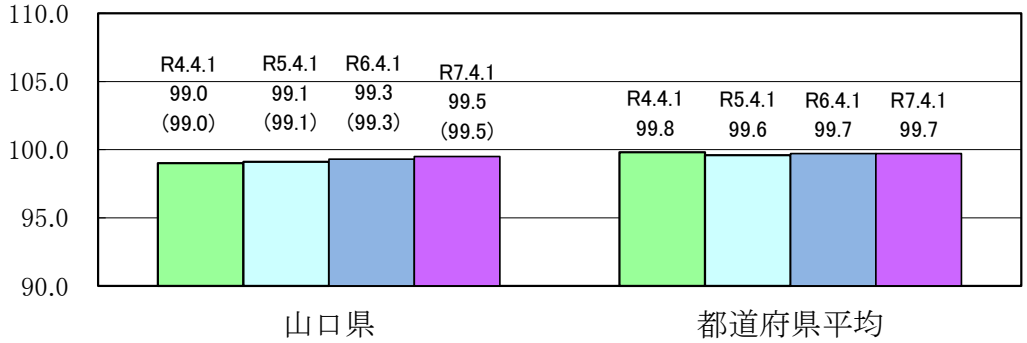

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

３ ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※　令和７年４月１日のラスパイレス指数が、①３年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

①本県の給与水準は、労働基本権の制約に対する代償措置としての人事委員会勧告を尊重し決定しており、地域の民間給与水準等を適切に反映させた人事委員会勧告を実施しているため。

（４）給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	（参考）国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A−B	勧告（改定率）		
7年度	円 379,941	円 368,788	円 11,153 （ 3.02% ）	% 3.02	% 3.02	% 3.62

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	（参考）国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A−B	勧告（改定月数）		
7年度	月 4.65	月 4.60	月 0.05	月 0.05	月 4.65	月 4.65

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

（５）社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において３級から７級までの初号給近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、８級から１０級の隣接する級間での俸給月額の重なりの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

［　実施　］

（給料表の改定実施時期）　令和７年４月１日

（内容）　一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、３級から７級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、８級から９級の隣接する級間での給料月額の重なりの解消等を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）　国基準である周南市の地域手当支給廃止に対し、県内に在勤する職員においても地域手当の支給を廃止。

（実施時期）　令和７年４月１日より実施。段階的に支給割合を引き下げることとし、令和７年４月１日時点は０．１０％、令和８年４月１日時点は０．０５％を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
国基準による支給割合	3 %	2 %	1 %
山口県の支給割合	0.15 %	0.10 %	0.05 %

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）